

令和4年度 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を受けられる方へ

平成31年度以降の定期接種対象者は65歳のみとなっていましたが、平成31年3月に「予防接種法施行令の一部を改正する政令」が公布され、引き続き70歳以上でも対象となる方に接種機会が設けられました。

◎ご注意！

年数にかかわらず、過去に定期や任意による肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライド）を接種したことがある方の再接種は任意接種で全額自己負担となり、この定期接種の対象外です！

◎定期接種対象者

接種当日に旭川市に住民登録があり、次の1、2のいずれかに該当する方で、過去に定期や任意による肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライド）を接種したことがない初めての方で、接種を希望する方。

1 次の方が対象です。

- ・ 65歳になる方 昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれ
- ・ 70歳になる方 昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ
- ・ 75歳になる方 昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれ
- ・ 80歳になる方 昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ
- ・ 85歳になる方 昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生まれ
- ・ 90歳になる方 昭和 7年4月2日～昭和 8年4月1日生まれ
- ・ 95歳になる方 昭和 2年4月2日～昭和 3年4月1日生まれ
- ・ 100歳になる方 大正11年4月2日～大正12年4月1日生まれ

2 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、これらのいずれかの障害を有する方（障害等級1級相当の方）。

◎実施期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）まで

◎接種場所

旭川市高齢者の肺炎球菌感染症予防接種実施医療機関

〔※定期接種対象者1の方には、送付の「お知らせハガキ（接種券付）」（※ただし、一部70歳以上で定期接種済みの方には未送付で対象外となります！）に記載されています。〕

◎接種回数

1回

◎接種料金（自己負担金）

2,700円

※生活保護受給世帯または市民税非課税世帯の方は、接種当日、「証明に必要なもの」の提示により免除（後日の払い戻しはできません）。

◎接種当日の持ち物

- ・お知らせハガキ（接種券付）（定期接種対象者1の方）
- ・身体障害者手帳（定期接種対象者2の方）
- ・健康保険証
- ・接種料金（自己負担金）が免除になる方は次の「証明に必要なもの」

免除対象者	「証明に必要なもの」
生活保護受給世帯の方	保護手帳（有効期間内のもの）
定期接種対象者1 の方で 市民税非課税世帯 の方 ①、②のいずれか	① 4～6月接種 令和3年度 介護保険料納入通知書 7月接種 令和3年度または令和4年度 介護保険料納入通知書 8～3月接種 令和4年度 介護保険料納入通知書 「保険料計算の内訳（あなたの保険料の内訳）」部分の「世帯課税区分」欄が「非課税」と記載されているもの ※通知書がない場合などは、保健所保健予防課保健予防係（電話25-9848）へ ② 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 （有効期限内のもの） （※これと似たような「後期高齢者医療限度額適用認定証」は使えませんので、ご注意ください。）

●市民税非課税世帯の方で、定期接種対象者2の方は健康推進課保健予防係（旭川市7条通10丁目第二庁舎3階）または市内各支所で、「非課税世帯確認証」を発行いたします。郵送での請求はできません。お手数ですが窓口にお越しください。

【持参する物】

- ・手続きに来られる方の本人確認書類（マイナンバーカードや健康保険証など）
- ・同じ世帯の方の印鑑（スタンプ印は使えません）

※手続きに来られる方が住民票上別世帯の場合は、「委任状」が必要。

※令和4年1月以降に転入されてきた方は、住民票上同一の世帯全員分の「前住所地の課税証明書」

詳細は、保健所健康推進課保健予防係（電話 25-9848）にお問い合わせください。

（裏面へ）

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種についての説明

1 病気の概要

肺炎による死亡者の95%以上が、65歳以上の方です。高齢者の肺炎の原因菌で一番多いものが肺炎球菌です。肺炎球菌とは、肺炎、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などの原因となる細菌で、健康な方の鼻、のど、上気道にも存在し、体力や免疫力が低下すると、肺炎などを発症することがあります。

2 予防接種の有効性

高齢者の肺炎の原因の中で、最も多い肺炎球菌の感染を予防するのが「23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン」です。肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、平成26年10月から定期接種で使用されている本ワクチンは、そのうち23種類に対して免疫を付けることができ、感染を予防し、重症化を防ぐことが期待できます。ただし、肺炎の原因は肺炎球菌だけではないため、すべての肺炎を予防できるわけではありません。接種後、免疫ができるまで約3週間、効果は少なくとも5年間持続します。

3 予防接種の副反応

- 注射部位の発赤、腫脹、疼痛、熱感が5%以上認められています。筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛、発熱もありますが、いずれも軽度で2~3日で消失します。
- 稀に報告される重大な副反応としては、アナフィラキシー様反応、血小板減少、知覚異常、ギラン・バレー症候群等の急性神経根障害、蜂巣炎・蜂巣炎様反応、注射部位壊死、注射部位潰瘍等が報告されています。

4 予防接種を受けるにあたっての注意点

(1)肺炎球菌ワクチン接種歴の確認

過去に肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライド)を接種した方の再接種は任意接種(全額自己負担)となり、この定期接種の対象になりません!特に、過去に接種した方が5年以内に再接種すると、注射部位の腫れや痛みなどが強く、高い頻度で出るとの報告があります。接種歴は必ず確認してください。

(2)一般的注意

- この予防接種は、接種を受けることの法律的な義務はなく、御本人が希望する場合にのみ接種を行います。
- 気になることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に、担当の医師、看護師、保健所に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。
- 予診票は、接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には接種を受ける御本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(3)予防接種を受けることができない方

- 明らかに発熱のある方
一般的に、体温が37.5℃以上の場合を指します。

- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
急性の病気で薬を飲む必要があるような方は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。
- ワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな方
アナフィラキシーというのは、通常接種後30分以内に起きるひどいアレルギー反応です。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- その他、医師が不適當な状態と判断した場合、上記の各項目に入らなくても、医師が接種不適當と判断した時は接種できません。

(4) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方
- 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- 過去にけいれんの既往のある方
- 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる方
- 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある方

(5) 予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- 予防接種を受けた後24時間は、健康状態の変化に注意してください。特に、接種直後の30分間は、急激な健康状態の変化が起こることがありますので、医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- 接種当日は普段通りの生活をしてかまいませんが、接種部位を清潔に保ち、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- 入浴は差し支えありませんが、注射した部分を強くこすることはやめましょう。
- 接種後に交付される「接種済証」を保管し、接種時期が分かるようにしておきましょう。
(このワクチンは、少なくとも5年間は効果が持続するとされており、過去に接種した方が5年以内に再接種すると、注射部位の痛みや腫れなどの副反応が強くなり高頻度で出現すると報告されています。)

(6) 副反応が起こった場合

- 予防接種後、まれに副反応が起こることがあると同時に、他の病気がたまたま重なってあらわれることもあります。接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱等があらわれたら、医師（医療機関）の診察を受けてください。本予防接種によって重篤な副反応が発生した場合は、医療費や医療手当等、予防接種法による一定の給付を受けられる場合があります。

(7) その他

- 肺炎球菌とインフルエンザ両方のワクチンを接種することで、より高い予防効果が得られます。同時接種も可能ですが、くわしくはかかりつけ医にご相談ください。

<p>問合せ先 旭川市保健所 健康推進課 保健予防係 電話 25-9848</p>
